

平成 18 年 3 月 31 日
国立美術館規則第 29 号

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、独立行政法人国立美術館職員勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（平成 18 年国立美術館規則第 18 号。以下「勤務時間等規則」という。）第 23 条の規定に基づき、職員の育児休業・介護休業等について定めることを目的とする。

第 2 章 育児休業

(育児休業の対象者)

第 2 条 育児のため休業を希望する職員で、次の各号のいずれにも該当する者は、この規則の定めるところにより、子を養育するためにする休業（以下「育児休業」という。）をすることができる。

- (1) 満 3 歳に達する日までの子と同居し、養育する者
- (2) 育児休業終了後、引き続き勤務する意思のある者

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者は、特別の事情がある場合を除き育児休業をすることができない。

- (1) 養育する子（双子以上の場合は同一の子とみなす）について、既に 2 回の育児休業（次条に規定する出生時育児休業を除く。）をしたことがある者
- (2) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第 6 条の規定に基づく協定により、同条第 1 項及び育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成 3 年労働省令第 25 号。以下「育児・介護休業法施行規則」という。）第 8 条で定める者の範囲内であって育児休業の対象者から除外するとされた者

(出生時育児休業)

第 2 条の 2 職員は申出により、出生時育児休業（育児休業のうち、この条に定めるところにより、養育する子が出産予定日前に出生した場合にあっては当該出生の日から、当該出生予定日から起算して 8 週間を経過する日の翌日まで、当該子が出産予定日後に出生した場合にはあっては当該出産予定日から、当該出生の日から起算して 8 週間を経過する日の翌日までの期間内に 4 週間以内の期間を定めてする休業をいう。以下同じ。）をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者は出生時育児休業をすることができない。

- (1) 当該子について、既に 2 回の出生時育児休業をしたことがある者
- (2) 当該子にかかる出生時育児休業をする日数が 28 日に達している者
- (3) 育児・介護休業法第 9 条の 3 の規定に基づく協定により、同法第 6 条第 1 項及び育児・介護休業法施行規則第 8 条で定める者の範囲内であって育児休業の対象者から除外するとされた者

(育児休業の申出)

第3条 育児休業（出生時育児休業を含む。以下同じ。）を希望する職員は、当該育児休業にかかる子が満3歳に達する日までの範囲内（出生時育児休業にあつては、前条第1項に定める範囲内）において、育児休業をする予定の連続する期間の初日（以下「育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「育児休業終了予定日」という。）とする日を明らかにして、申し出るものとする。

2 育児休業の申出は、原則として、育児休業開始予定日の1月前（出生時育児休業にあつては、2週間前）までに、育児休業申出書を提出するものとする。

3 育児休業の申出において、その事由を確認する必要がある場合は、育児休業の申出をした職員（以下「育児休業申出者」という。）に対し、証明書類の提出を求めることがある。

4 育児休業申出者は、当該申出をした後に申出にかかる子が出生した場合には、その旨を遅滞なく報告しなければならない。

（申出の撤回等）

第4条 育児休業申出者は、育児休業開始予定日の前日までは書面を提出することにより、当該申出を撤回することができる。

2 前項の規定により撤回された育児休業は、特別の事情がある場合を除き、1回取得されたものとみなす。

（育児休業期間の変更等）

第5条 育児休業申出者が、育児休業開始予定日の原則として1週間前までに申し出た場合は、育児休業及び出生時育児休業1回につき1回に限り育児休業開始予定日を変更することができる。

2 育児休業をしている職員が、育児休業終了予定日の原則として1月前（出生時育児休業にあつては原則として2週間前）までに申し出た場合は、育児休業及び出生時育児休業1回につき1回に限り育児休業終了予定日を変更することができる。ただし、特別の事情があると認めた場合には、複数回にわたり育児休業終了予定日を変更することができる。

（育児休業の終了）

第6条 育児休業終了予定日（前条により変更された場合は、変更後の育児休業終了予定日）とされる日の前日までに次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合は、当該事情が生じた日（第6号に掲げる事情が生じた場合にあつては、その前日）に育児休業は終了する。

（1） 育児休業にかかる子が死亡した場合

（2） 育児休業にかかる子が育児休業申出者の子でなくなった場合

（3） 育児休業にかかる子が育児休業申出者と同居しなくなった場合

（4） 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたとき。

（5） 育児休業申出者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、当該育児休業申出にかかる子を養育することができない状態になった場合

（6） 育児休業申出者が、独立行政法人国立美術館職員の勤務時間、休暇等に関する細則（平成18年国立美術館規則第19号。以下「勤務時間等細則」という。）12条第6号若しくは第7号の規定による特別休暇を取得し、又は介護休業若しくは新たな育児休業を始めた場合

（7） 第2条第2項第2号又は第2条の2第2項第3号に該当することとなった場合

- 2 育児休業をしている職員は、前項各号に掲げる事情が生じた場合には、遅滞なく、申し出なければならない。

第3章 介護休業

(介護休業の対象者等)

第7条 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態（以下「要介護状態」という。）にある家族を介護する職員は、この規則の定めるところにより、当該家族を介護するためにする休業（以下「介護休業」という。）をすることができる。

- 2 前項に定める家族とは、次の各号に掲げる者（以下「対象家族」という。）とする。

- (1) 配偶者
- (2) 父母
- (3) 子
- (4) 配偶者の父母
- (5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫
- (6) 前各号以外の家族で国立美術館が認めた者

- 3 第1項の規定にかかわらず、次に該当する者は介護休業をすることができない。

- (1) 当該対象家族について、3回の介護休業をした者
- (2) 当該対象家族について、介護休業をした日数が6月に達している者
- (3) 育児・介護休業法第12条の規定に基づく協定により、同条第2項及び育児・介護休業法施行規則第23条で定める者の範囲内であって介護休業の対象者から除外するとされた者

(介護休業の申出)

第8条 介護休業を希望する職員は、対象家族が要介護状態にあることを明らかにし、かつ、一の継続する要介護状態につき6月の範囲内で、介護休業を必要とする予定の連続する期間の初日（以下「介護休業開始予定日」という。）及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）とする日を明らかにして、申し出るものとする。

- 2 介護休業の申出は、原則として、介護休業開始予定日の2週間前までに、介護休業申出書を提出することにより行うものとする。

- 3 介護休業の申出において、その事由を確認する必要がある場合は、介護休業の申出をした職員（以下「介護休業申出者」という。）に対し、証明書類の提出を求めることがある。

(申出の撤回等)

第9条 介護休業申出者は、介護休業開始予定日の前日までは書面を提出することにより、当該申出を撤回することができる。

- 2 介護休業の申出を撤回した職員が、撤回した介護休業にかかる対象家族について再び介護休業を申し出た場合は、その対象家族について介護休業をすることができる。

(介護休業終了予定日の変更)

第10条 介護休業をしている職員が、介護休業終了予定日の原則として2週間前までに申し出た場合は、1回に限り介護休業終了予定日を変更することができる。ただし、特別の事情があると認めた場合には、複数回にわたり介護休業終了予定日を変更することができる。

(介護休業の終了)

第11条 介護休業終了予定日（前条により変更された場合は変更後の介護休業終了予定日）とされる日の前日までに次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合は、当該事情が生じた日（第4号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に介護休業は終了するものとする。

- （1） 介護休業にかかる対象家族が死亡した場合
- （2） 介護休業にかかる対象家族が介護休業申出者の対象家族でなくなった場合
- （3） 介護休業申出者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、対象家族を介護することができない状態になった場合
- （4） 介護休業申出者が、勤務時間等細則第12条第6号若しくは第7号の規定による特別休暇を取得し、又は育児休業若しくは新たな介護休業を始めた場合
- （5） 第7条第3項第2号に該当することとなった場合

2 介護休業をしている職員は、前項各号に掲げる事情が生じた場合には、遅滞なく、申し出なければならない。

（介護休業の特例）

第12条 介護休業の対象者のうち、特に必要がある場合は、1日を単位とする部分介護休業を取得することができる。

2 前項の部分介護休業の申出については、第8条から第11条の規定を準用する。この場合において、「介護休業」とあるのは「部分介護休業」と読み替えて適用する。

3 部分介護休業申出者は、介護のため勤務しない日（以下「介護日」という。）を当該介護日の1週間前までに届け出るものとする。ただし、最初の介護日は部分介護休業開始予定日と同一とし、少なくとも2週間以上の期間について一括して届け出るものとする。

第4章 育児・介護のための勤務時間の短縮等

（勤務時間の短縮）

第13条 職員は、育児又は介護を必要とする場合には、1日の所定の勤務時間を短縮した勤務に就くことができる。この場合の期間及び時間については次の各号のとおりとする。

- （1） 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する期間 1日につき1時間又は2時間
- （2） 要介護状態にある対象家族を職員が介護をするために要する期間 1日につき1時間又は2時間

2 前項第2号の期間は、連続する3年間の範囲とする。

3 第1項各号の時間は、始業時及び終業時に30分単位で分割することができるものとする。

4 第1項の勤務時間の短縮の承認を受ける場合には、あらかじめ所定の様式に必要事項を記入し、申し出なければならない。

（始業及び終業の時刻の変更）

第14条 職員は、育児又は介護を必要とする場合には、1日の所定の勤務時間を変更することなく勤務時間等規則第3条第2項及び勤務時間等細則第3条に基づき定めるところにより、勤務に就くことができる。

2 前項の勤務に就くことができる期間及び申し出の方法は、前条（第3項を除く。）の規定を準用する。

第5章 その他の事項

(育児休業に伴う代替職員の雇用)

第15条 育児休業の申し出があった場合において、当該申し出に係る期間（以下「申し出期間」という。）について職員の配置換その他の方法によって当該申し出をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、申し出期間を限度として、期間を定めて代替職員（期間の定めのある職員としての在職期間（平成25年4月1日以降の在職期間に限る。以下同じ。）を有する代替職員を雇用する場合には、申し出期間及びこれらの在職期間を通算して5年を超えない期間）を雇用することができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日 国立美術館規則第12号）

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成25年3月22日 国立美術館規則第4号）

この規則は、平成25年3月23日から施行する。

附 則（平成28年11月30日 国立美術館規則第6号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日 国立美術館規則第14号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。